東吾妻町立太田小学校　いじめ防止基本方針

１．いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（けんかやインターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

２．いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるのである。

いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係な児童はいない。この基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていく。

３．いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、校長のリーダーシップのもと、生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）が中心となり対応する。いじめ防止基本方針に基づく取組を実施し、進捗状況の確認を定期的に行う。必要に応じて委員会を開催する。

生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）

校長　教頭　教務主任　生徒指導主任　低学年代表　高学年代表　関係児童担任＋α
（場合によりスクールカウンセラー等）養護教諭

［いじめ等問題発生時の体制］

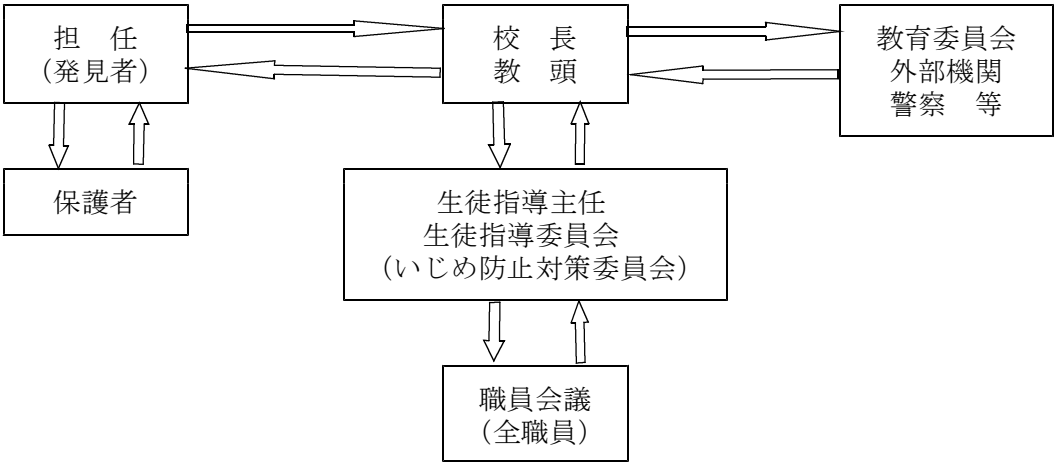

４．いじめ未然防止の取組

(1)分かる授業づくり

①基礎的・基本的事項の習得の徹底

②算数科等におけるTT指導によるきめ細かな指導の充実

②全ての児童が参加・活躍できる学び合いを取り入れた授業づくりの工夫

(2)掲示による学習規律の徹底
①チャイム着席
②正しい姿勢
③発表の仕方、聞き方の指導
(3)学級集団の育成
①学級会活動の充実につ努め、児童一人一人が主体的に取り組む学級集団の育成を図る
②学級会活動等を通して平等な人間関係づくりに努める
(4)児童会活動の充実
①「あいさつ運動」や行事等の主体的な運営
②委員会活動の充実
③団活動による異学年交流活動の充実
(5)社会体験・自然体験・交流体験の充実
①豊かな体験活動の設定
②発達段階に応じ、６年間を見通した体系的・計画的な体験活動の実施
(6)人権学習・道徳学習の充実
①一人一人のよさや違いを認め合える人権学習の充実
②「いじめ」の本質や構造の理解を進める道徳学習の実施

５．　いじめの早期発見の取組

(1)朝や帰りの会、授業中の観察
①朝、児童の表情や話し方や声等
②健康観察や保健室等での様子
(2)スクールカウンセラーとの連携した個人面談と人間関係づくりの授業実施
(3)ハイパーQUによる学級生活状況調査の実施と分析・活用(年２回)
(4)家庭、地域との連携による実態把握
①日頃より保護者と良好な関係を築くよう努める
②民生委員・児童委員等と情報の交換・共有に努める
③ＰＴＡ活動の充実
④保護者対象の教育相談の実施
(5)アンケートの実施
①元気さチェック等（児童対象）
②学校評価アンケート（児童対象・保護者対象）

６．いじめへの組織的な対応

(1)いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
(2)校長は、いじめの報告を受けた場合、生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
(3)いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他の専門的な知識のある者と連携した対応をとる。
(4)いじめが確認された場合は、被害・加害児童の両方の保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
(5)いじめ問題への対応は、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成を目指したものとする。
(6)いじめが一旦解決した後でも、関係する児童・保護者に対して継続的な情報交換を行い、３か月は様子を観察し、継続がないようであれば解消する。